

5. 活動マニュアル (活動の進め方について)

◆ボランティア里親の申し込みから担当区間の決定・養子縁組まで

1) 申し込み

アドプト・プログラムに参加したい団体あるいは企業は、このマニュアルに記載された「制度の仕組み」「参加者の責務」その他留意事項をよくご覧いただいた上で、申込書を事務局まで提出してください。

- 200m以上の河川数と養子縁組(Adopt)します。
 - 年2回以上の清掃美化ボランティア活動を行っていただきます。(日時は各団体・企業で決定)※毎年夏に行われる旭川一斉清掃に参加したときは、年間の活動回数に加えることができます。
 - 年2回以上の草刈りボランティア活動を行っていただきます。(清掃美化ボランティア活動だけでも結構です。)
 - 草刈活動については、事務局から日程、場所を指定させていただく場合もございます。その場合は、年間の活動回数に加えることができます。
 - 期間は1年とし、その後更新することができます。(合意書は年度末ごとに更新)
 - 参加する団体又は企業は、10名以上で参加してください。
 - 担当地区内1カ所に参加団体(企業)の名前を表示した看板が立ちます。
 - 安全管理に努め、活動にあたっては安全基準の確認をしてください。
 - 活動終了後、活動報告を作成し、事務局に提出してください。
- 申し込みから養子縁組の決定までの間には、少しの間を必要とします。
この間に候補地の調査や関係機関との調整を行います。
なお、制度の内容や申込書の記載方法などについてご不明の点などあれば、事務局までお問い合わせ下さい。

旭川アドプト・プログラム事務局

〒700-8556
岡山県岡山市厚生町3-1-15 岡山商工会議所5階
NPO法人「旭川を日本一美しい川に育てる会」事務局
TEL 086-225-5087
FAX 086-225-5086

旭川アドプト・プログラム申込書	
旭川ボランティア協議会	
〒700-8556 岡山県岡山市	
団体名	
代表者	
住所	
〒	
市区町村	
番地	
TEL	
FAX	
E-MAIL	
<small>※申込書に添付する書類は、必ず「旭川アドプト・プログラム」のルールを必ずご確認ください。</small>	
申込日	
担当者	
印	
TEL	
E-MAIL	
<small>旭川アドプト・プログラム事務局 岡山県岡山市厚生町3-1-15 岡山商工会議所5階</small>	

2) 担当区間（養子縁組する区間）の決定

申込書に記載された内容（第1～第3希望）をもとに、事務局において養子縁組する区間を決定します。

区間の決定に際しては、希望を充分尊重しますが、すでに他の参加者が担当している場合など、希望以外の区間の清掃をお願いする場合があります。

また、アドプト・プログラムは、担当した区間の清掃を独占するものではありません。他の団体等が清掃活動を行っている場合も、お互いに協力しながら活動を行って下さい。

3) 養子縁組（合意書の締結）

Adopt（養子縁組）や各条件等の確認のために、参加者の方々と事務局との間で「合意書」を交換します。

合意書では、養子縁組する区間や参加者の責務、事務局の支援内容など、アドプト・プログラムに必要な実施に必要な事項が確認されます。

◆年間計画の作成から活動準備まで

4) 年間計画の作成

養子縁組を行った参加者は、参加時または年度当初に1年間の清掃活動計画をたて、別紙の計画書により事務局にお知らせ下さい。※4

計画は、参加人数やメンバー、活動場所、気候などについてよく検討いただいた上で、**無理のない計画**をたてるように努めて下さい。

【計画をたてる際の留意点】

- ・年間2回以上の清掃活動ができるよう計画してください。
- ・事務局では、出水期（6/15～10/15）を除いて2～3回旭川河川敷の除草作業を予定しています。草刈ボランティア活動は、できるだけこの日にあわせて参加して下さい。また、毎年夏に「旭川一斉清掃の日」として、上流から下流までで河川清掃を行っています。
- ・年間計画、安全管理等について中心となって計画・管理する責任者を決めて、その方を中心に安全で無理のない計画をたててください。
- ・年間計画は、参加者の活動の目安ですので、活動予定日の天候や気候、その他の事情により、後に変更は可能ですがあまり堅苦しくお考えにならなくても結構です。（団体の自主的な判断により変更可能）
- ・「旭川アドプト・プログラム活動計画書」に年間の活動計画を記載し、事務局まで、郵送等により1部をご報告ください。

※4報告をいただく時期

- 1) 旭川アドプト・プログラムに参加申し込みをし、担当区間が決まった時（参加時の属する年度内の活動計画書）
- 2) 各年度当初 一毎年4月一（年度間【4月～翌3月】の活動計画書）

②ゴミ袋等の配布

ご希望により、清掃に必要なゴミ袋、軍手、火ばさみ等をお渡しできます。
ご希望の方は、下記までご連絡ください。但し、数量には限りがありますので、予めご了承ください。

③ボランティア保険をかけます。

旭川アドプト・プログラム事務局

〒700-8556
岡山県岡山市厚生町3-1-15 岡山緑工会議所5階
NPO法人「旭川を日本一美しい川に育てる会」事務局
TEL 086-225-5087
FAX 086-225-5086

ただし、お配りできる数に限りがあることを前もってご了承下さい。
また、原則として事務局まで取りに来ていただくことになります。

◆清掃活動から活動報告まで

6) 清掃活動

清掃の対象となるゴミは、原則として

紙くず類、空き缶類、ビン類、その他(家庭ゴミとして回収可能なもの)です。大型のゴミや重量物及び危険な作業を伴うゴミ回収や危険な箇所は避けして下さい。

出水期(6/15～10/15)を除く2～3回程度、河川敷の草刈清掃活動を実施する予定ですが、できるだけ事務局が予定する「一斉除草作業の日」に合わせてください。危険と判断される箇所については、活動対象から外してください。

ゴミは、活動する場所に依じた分別方法に従って、収集してください。

手間のかかる作業ですが、資源のリサイクルやゴミを回収する上で、たいへん重要です。

※注意

Adopt Program に基づく清掃活動以外の活動をあわせて行うことはできません^{※5}

例えば、清掃活動とあわせて、または活動と前後して商品等の販売を行ったり、清掃活動と関係のない募集活動、講演会、宗教活動、政治活動、PR活動等を行うことはできません。

※5 これは、Adopt Program が河川環境を保全する主目的のものであることから、同制度が営利活動や違う目的のPR活動に利用されることを防ぐことを目的としておりますのでご理解ください。

7) ゴミ処理について

清掃活動で回収したゴミは、基本的に清掃活動を行った団体で処理を行っていただきます。処理方法等については事務局よりお申し込みいただいた時点で説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

岡山市（家庭ゴミの場合）

5 種 分 別 / 燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ゴミ、資源化物、廃乾電池、
体温計

ゴミ袋の基準 / 90%以下、ポリエチレン製であること、透明又は半透明であること
色が含まれていないこと